

奈良県告示第二百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
吉田 幸紀	さと鍼灸整骨院 大和郡山市柳三丁目三七―一	平成二十五年十月一日
熊崎 昭雄	くまざき接骨院 大和郡山市泉原町九四七―八	平成二十五年十月十九日
山本 隆之	明快整骨院 橿原市内膳町一―三―一〇 陽光ビル一階	平成二十五年八月三十一日
山崎 賢一	北生駒整骨院 生駒市真弓二丁目五―一	平成二十五年十月三十一日
奥野 剛志	北生駒整骨院 生駒市真弓二―五―一	平成二十五年十月三十一日